

教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 令和6年6月25日(火)午後16時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
委 員 石 川 一 幸
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 加 藤 史 子 参 事 中 島 健 一 郎
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司
生 涯 学 習 課 矢 内 良 則 文 化 振 興 課 佐 賀 憲 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 岩 田 幸 一
図 書 館 武 藤 修 美 博 物 館 木 塚 久 仁 子
上 高 津 貝 塚 比 毛 君 男
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第14号 土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部改正について (学務課)
議案第15号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)
議案第16号 土浦市立上大津小学校開校準備協議会委員の委嘱について (学務課)
議案第17号 土浦市保幼小連携協議会委員(兼土浦市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員)の委嘱について (生涯学習課)
議案第18号 土浦市図書館協議会委員の委嘱について (図書館)
議案第19号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について (博物館・上高津貝塚)
議案第20号 土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について (指導課)
議案第21号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について (指導課)
 - (2) 協議事項
 - ① 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(非公開)
(教育総務課)
 - (3) 報告事項
 - ① 令和6年第2回土浦市議会定例会一般質問について
(教育総務課、学務課、スポーツ振興課、指導課)
 - ② 土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱について (文化振興課)
 - (4) その他
 - ① 第25回「土浦薪能」の開催について (文化振興課)
 - ② 「夏休みファミリーミュージアム」の開催について (博物館・上高津貝塚)
 - ③ 第71回教育総会 教育講演会について (指導課)
 - ④ 土浦市中学生サミットについて (指導課)
 - ⑤ 令和6年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について (指導課)
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容
教 育 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年6月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで、進行をさせていただきます。本日の議事のうち、非公開とさせていただきます案件が1件ございます。

協議事項（１）「令和５年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）」ですが、９月の市議会に提出する案件となり、議会前のため非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは協議事項（１）については、非公開といたします。

なお、本日は傍聴者がいませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の２番、教育長報告事項について、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

教育総務課
教 育 長

————— ５月 21 日以降の行事について報告 —————

よろしいでしょうか。

それでは、次第の３番、議案へ移ります。

議案第 14 号「土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部改正について」、学務課から説明をお願いします。

学 務 課

学務課でございます。

サイドボックスの資料②－１の２ページをお願いいたします。

議案第 14 号土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

１の改正の趣旨でございますが、５月定例会で委員の皆様にご可決いただきました、土浦市教育支援委員会条例の一部改正案が６月議会において議決されたことから、本規則の特別支援学校職員の定数を１人から２人に改正するという内容でございます。

２の改正の内容でございますが、（１）としまして、本則第 2 条中の選出区分ごとの委員定数という文言を、選出区分及び定数に修正し、（２）としまして、調査員を会計年度任用職員に変更したため、現状に合わせまして、第 3 条の規定を削除、第 4 条を第 3 条に繰り上げいたします。（３）としまして、別表の下線の部分でございますが、特別支援学校職員の定数を１人から２人改正いたします。

改正内容の詳細については、案文は資料②－２、新旧対照表が資料②－３、参考といたしまして、改正後の条例は資料②－４となりますので、ご参照いただきたいと思います。

３の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

また、５月の定例会におきまして、土浦市教育支援委員会条例の一部改正のご審議の際、高橋委員からご質問ございました、条例の委員数を定める際に、もっと幅を持たせて事務の軽減を図れないかのご質問に対して、遅くなりましたが、この場でご回答させていただきたいと思っております。

教育支援委員会では、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた支援を行うため、各分野から専門的な知見を有する委員数を定めて、総合的な審議を行っております。

条例に議員定数を定めるには地方自治法により、条例を定めるところにより審議会を置くことができると、このような規定がございまして、この条例の定めるところにより、審議会の構成員などの基本的事項を条例に規定することと解されてございます。

また、審議会の運営や組織体制等を正確に市民に周知するためにも、条例に委員定数を明示することは必要な手続きとなっております。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

教 育 長

はい。ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは議案の第 14 号は原案とお可決することに御異議ありませんか。
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第 14 号は原案とお可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「土浦市教育支援委員会委員の委嘱について」、学務課から説明をお願いします。

学務課 続きまして、資料③の2ページをお願いいたします。
議案第15号土浦市教育支援委員会委員の委嘱についてご説明をいたします。
土浦市教育支援委員会は、教育委員会諮問に応じて、特別な教育的支援を必要とする幼児等に対する教育相談及び支援並びに就学に関し必要な事項について調査審議をすることを任務としてごさいます。
委員につきましては、教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして現在、令和5年7月1日から令和7年6月30日までを期間といたしまして、委嘱をしておりますが、この度、学校教育関係代表者、児童福祉施設関係職員、市職員の計11人について変更がございまして、残りの期間について、委員を委嘱するものでございまして。
なお、今回委嘱する委員は、お名前の前に※印がついている委員でございまして。
説明は以上でございまして。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございましてか。
よろしいでしょうか。

教育長 [「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 ありがとうございます。
それでは、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第16号「土浦市立上大津小学校開校準備協議会委員の委嘱について」、学務課から説明をお願いします。

学務課 はい。
続きまして、資料④の2ページをお願いいたします。
議案第16号土浦市立上大津小学校開校準備協議会委員の委嘱についてご説明をいたします。
こちらの委員の委嘱につきましては、5月の定例会におきまして可決をいただいておりますが、定例会終了後の5月末に、菅谷小学校のPTA会長から委員の選出について変更の申し出がございましたことから、改めて委員の委嘱をさせていただくものでございまして。
変更となる委員でございまして、統合対象小学校のPTA代表者、こちらの区分の1番下に記載がございまして委員で、前回の田中学委員から、今回※印をしております、菊田恵美に変更するものでございまして。
説明は以上でございまして。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございましてか。
よろしいでしょうか。

教育長 [「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、議案第16号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 ありがとうございます。
それでは、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第17号「土浦市保幼小連携協議会委員、兼土浦市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について」、生涯学習課をお願いします。

生涯学習課 議案第17号土浦市保幼小連携協議会委員兼土浦市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について説明させていただきます。
資料⑤の2ページをご覧ください。
土浦市保幼小連携協議会委員につきましては、保育所や幼稚園、認定こども園における幼児期の保育及び教育の段階から小学校教育への円滑な接続に向けて、連携の推進や課題の解決について協議をいただいております。
令和6年6月30日をもって任期満了となりますことから、当協議会設置要綱第3条の規定に基づき委嘱するものでございまして。
表中、氏名欄に※印のある9名が新たに委嘱する委員となり、委嘱期間は2年間となります。

なお、土浦市訪問型家庭教育支援事業につきましては、昨年度から開始しました事業でありまして、子育ての不安や悩みなど、家庭教育に係る課題を早期に発見し、課題の解消や予防につなげていくことで、子どもの育ちを支えることを目的とした事業でございます。家庭教育の重要な時期である就学前の子を持つ家庭を対象としており、保幼小連携との関わりが高いことから、推進協議会につきましては兼任をお願いするものでございます。

説明は以上です。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 17 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 17 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「土浦市図書館協議会委員の委嘱について」、図書館から説明をお願いします。

図 書 館 図書館でございます。

定例会資料⑥の 2 ページをお願いいたします。

土浦市図書館協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

初めに、土浦市図書館協議会につきましては、図書館の運営に関する館長の諮問に応ずるとともに、図書館のサービスについて、館長に意見を述べる機関として、図書館法第 14 条及び土浦市図書館条例の規定に基づき設置しているものでございます。

この度、6 月 30 日をもって図書館協議会委員の任期が満了となりますことから、新たに 7 月 1 日より 2 年間委嘱するものでございます。

氏名の頭に※印が付いている 2 名の方が、新規に委嘱する委員でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 18 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 18 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「土浦市博物館協議会委員の委嘱について」、博物館から説明をお願いします。

博 物 館 博物館です。

定例会資料⑦の 2 ページをお願いいたします。

議案第 19 号土浦市博物館協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

土浦市博物館協議会は、博物館と上高津貝塚ふるさと広場の活動や計画について、ご意見をいただく機関で、博物館条例第 11 号の規定に基づき、学校教育や社会教育などからの委員の方を委嘱しておりますが、一部の委員に変更がありました。

表のお名前に、※印のある 2 名の委員で、学校長会代表、土浦市小中学校 P T A 連絡協議会・子育てネットワーク委員会委員長の変更に伴うものでございます。

説明は以上です。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 19 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 19 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について」、指導課から説明をお願いします

指導課

指導課です。

資料⑧の 2 ページをお願いいたします。

土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱についてでございます。

土浦市小中一貫教育基本方針第 3 条の規定に基づき、土浦市小中連携教育運営協議会の委員については、そちらにあるとおり委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 30 日までとなります。

以上、よろしくをお願いいたします。

はい。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第 20 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第 20 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号「土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について」、指導課から説明をお願いします。

指導課

はい、指導課です。

資料⑨の 2 ページをご覧ください。

土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてでございます。

土浦市特別支援教育連携協議会設置要綱第 3 条の規定に基づき、土浦市特別支援教育連携協議会の委員を委嘱しておりますが、一部の変更があるため、そちらにある通り委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとなります。

以上、よろしくをお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第 21 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、議案第 21 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上ですので、続いて次第の 4 番、協議事項へ移ります。

協議事項の 1 番、「令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について」、教育総務課から説明をお願いします。

【協議事項（1）「令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について」を協議】（非公開）

教育長

よろしいでしょうか。

協議事項は以上となりますので、続いて次第の 5 番、報告事項に移ります。

報告事項の 1 番「令和 6 年第 2 回土浦市議会定例会一般質問について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。

報告事項（1）令和 6 年度第 2 回土浦市議会定例会一般質問について、概要の方を教育総務からご説明をさせていただきます。

初めに、資料の⑩をお願いいたします。

ページ下の記載の 1 ページ及び 2 ページをお願いいたします。

答弁内容の一覧となっております。

今回は5名の議員から8件、教育総務課、学務課、スポーツ振興課、指導課に関連する質問が8件ございました。

表の左2列目から質問がありました議員氏名、次に質問の種別、質問事項、続いて、担当課、質問要旨、答弁書の掲載ページとなっております。答弁要旨につきましては、委員の意見聴取の際、メールにて送付し、ご確認をいただいておりますので、各課からの説明は、今回割愛をさせていただきます。答弁書と合わせまして、後程ご覧いただければと存じます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

一般質問に係る委員の皆様からの意見一覧となっております。短時間にもかかわらず、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。この後、ご意見に対する対応について、各課より説明をさせていただきます。

初めに各課より順次説明をさせていただきます。そのあとご質問いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに教育総務課より、ご説明をさせていただきます。

それでは、3ページ、3の意見の内容をお願いいたします。

こちら福田議員の体育館の空調設備設置について、高橋委員からご意見をいただきました。委員からは、すでにバリアフリー対策済みの地区公民館など、学校以外の公的施設を避難所として検討した方が、効率的であり、避難所イコール学校体育館という認識を再検討してはどうかというご意見をいただきました。

こちら委員からのご意見の背景としては、避難所として使用する体育館の空調設置について、費用対効果の観点からすでに設置済みの公民館等を避難所として活用したほうが効率的であるのご提案かご推察いたします。

体育館の空調設備設置については、高橋委員からもございましたとおり、近年地震や大雨による自然災害が多発しており、報道等においても避難所の暑さ寒さが取り上げられている背景から、避難所における空調設備の設置についての一般質問は、一昨年から出ている状況でございます。

空調設備の設置については、もちろん避難所の施設機能強化の面もございますが、ここ数年、猛暑を越えまして酷暑となっております。暑さ指数による運動制限がなされる状況が多くなっております。教育活動の確保や、児童生徒の熱中症対策として、特に教育的観点から、その必要性が年々高くなってきている状況でございます。

委員ご提案の学校施設以外の公民館等につきましては、現在、洪水、土砂、地震の災害の種類により、開設場所は異なりますが、災害が発生し、または恐れがある場合に、その危険から一時的に身を守るための場所として、学校以外にも公民館や保健センター、市内の高校など、指定緊急避難場所として指定避難所開設前の自主避難者の対応を含めまして、緊急避難場所として、現在も開設しております。

また、防災危機管理課においては、避難所の暑さ対策としましては、体育館以外の空調設備の整っている特別教室の活用や、災害協定を結んでいる事業者間の冷暖房のリース等、状況に応じまして、臨機応変な対応を想定しているところでございます。

答弁につきましては、3月議会の一般質問の答弁と同様に、今後モデル的に設置し、その整備手法やコスト等の課題検証を行い、その結果を踏まえ、その他の学校体育館の空調設備設置について検討をしていくと答弁をいたしました。

設置の際になりますが、イニシャルコスト、ランニングコストを十分に検証しまして、より効果的、効率的な設置について検討して参りたいと考えてございます。

教育総務課からは以上です。

続きまして、スポーツ振興課となります。

スポーツ振興課

はい。スポーツ振興課でございます。

平石議員からの一般質問、かすみがうらマラソンに関してでございます。

まず、福島委員からご質問をいただいております。質問の内容は、マラソン大会の問題は、先日定例会でご説明いただいた経緯を鑑み個人的には理解しています。マラソン大会にふさわしく、息の長いものとなるよう、地域や広報等、さらに次回に向けた7月の会議でご検討いただければと思いますということでした。

それに対しまして、担当課との回答でございますけれども、一般質問にありましたマラソンの開催時期、そして参加者にとって、魅力ある様々な取り組みや、その方法などについては、7月開催予定であります、実行委員会の下部組織であります企画検討部会の場にて検討して参りたいと考えております。よろしくお願ひします。

続きまして、高橋委員からいただきました、ご質問です。

かすみがうらマラソンは、開催することの目的を現在と未来の形で再構築する時期かと思ひます。花火大会も然りですが、開催することが目的化してしまいがちです。開催することで、市民に何が得られるのか、他部署との協業も大切でございました。

それに対しての答えです。ご案内のとおり、かすみがうらマラソンは、甞れ霞ヶ浦、水はスポーツの源という環境に関するテーマと、体験する福祉ノーライゼーションの実践という福祉に関するテーマを、2大テーマに掲げて開催しております。このように明確にテーマを掲げ、参加者や観戦者の意識の高揚を図っている大会は、全国でも数少ないため、私たち主催者は、これからも常に大会の目的は基に、市民の利益を強く意識しながら、ぶれることなく、機運を高めていくことが重要と考えております。

今後も、テーマに関連する部署との連携はもちろんのこと、一般質問の中にあつた、スポーツツーリズムに関してなどを、担当部署と連携し大会を盛り上げて参りたいと考えております。

続きまして、同じ平石議員から川口陸上競技場の改修についての質問がございました。

それに対して、高橋委員からご質問をいただいております。

ご質問の内容は、市のスポーツ施設の適正配置を再検討することが必要かと思ひます。

また、近隣市町村との連携も重要ですということでご意見をいただいております。

それに対して、お答えいたします。

市には、平成23年に現在の都市政策部が策定した、土浦市総合運動公園基本計画がございましたが、ご案内のとおり、常名運動公園計画が膠着状態となつている中であつて、高橋委員のご意見のとおり、今後は、実情に合った見直しを進めていくことは必要なことと考えております。

そのようななか、スポーツ振興課としては、実際老朽化が進んでいる施設もございふことから、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を進めていきたいと考えております。

また、近隣市町村との連携ということですが、本市のJ:COMスタジアムを例に挙げさせていただくと、県南地区の拠点球場として近隣市町村はもとより、県内広域にお使ひいただいでることもございふので、陸上競技場やその他の施設についても、近隣市町村と連携していくという考えは、大切と考えております。

以上でございます。

よろしくお願ひします。

学 務 課

学務課でございます。

続きまして、平岡議員からのご質問、市より支給の小学生ランドセルについてに対しまして、福島委員からは、今後のランドセルの方向性について、そろそろ意見のまとめが必要である。高橋委員からは、多くの方の理解を深めて、変化への意識づけが必要であるなどのご意見をいただきました。

両委員会のご意見や昨今の児童を取り巻く環境、ランドセルの機能面の課題、さらには、費用対効果などにも十分考慮しながら、市民の皆様から理解が得られるよう、ひき続き事業の見直しに向けた検討を進めて参りたいと考えてございふ。

続きまして、篠塚議員からのご質問でございます。

公共施設及び学校施設におけるWi-Fi環境の整備状況について、こちらに対しまして、高橋委員から、Wi-Fi環境整備を早急に進めて欲しいとのご意見がございふ。市長答弁にもございふように、学校施設のWi-Fi環境整備については、ICT教育を進めていく上で重要となりますので、今後もしっかりと取り組んで参りたいと考えてございふ。

学務課からの説明は、以上でございます。

指 導 課

まず、篠塚議員のよりよい教育環境ということで、高橋委員より、人数確保も大事だが

資質が重要ではないか、支援員になるための講習や研修を通して、広く市民から募集することも大事じゃないかという、お話をいただきました。

これに関しましては、学校教育という特性上、教育の方針や価値感を共有しながら、学校全体で一体感を保つために、外部人材のある程度の教育的な資質というのも求められる部分あるかと思います。適正な人材の確保といった点で、こういった部分を重要視していかなければならないと、指導課の方でも考えております。

特に児童生徒に直接的な支援を業務とする各種支援事業には、教員免許は必要なくても、高いコンプライアンス意識や、コミュニケーション能力、こちらが求められることになり、採用の際には、面談等で適性やスキルなどを十分把握する必要もあるかと思えます。

また、各校では、そういった外部人材に対して、教職員とともにコンプライアンスや資質向上に向けた校内研修と一緒に参加していただいているという実情もあります。児童生徒と接する上で必要な、そういった資質の向上を今後も図っていきいたいというふうに思っております。

また、教員業務のサポートする外部人材の確保については、他の市町村での需要も拡大してきておりますので、委員おっしゃるような優れた人材を獲得していくためには、安定的な人材確保の流れを作っていく必要もあるかと思っております。

現在、市のホームページだけではなくて、学校の保護者向けメール機能を活用して、学校の協力を得て、家庭の事情によって短時間ならば働けるというような家庭に眠る有益な人材でもアナウンスさせていただいております。

こういった方々を活用しながら、支援員の中にしっかりとした資質を持った人材の確保に努めていきたいというふうに考えております。

続いて、福田議員の子どもの権利条約にあたって、高橋委員からご指摘いただきました、子どもの権利条約、これは教育を受ける権利という意識は、ぜひ子供たちに持って欲しい。学校教育の主体は、子ども自身であることが基本であろうというご意見をいただきました。

これにつきましては、現在子どもの権利に関する条約が発行していない2022年には、旧子ども基本法が制定されまして、その基本法のもとで、同じく12月に文部科学省より生徒指導提要というのが改定されました。ここに、児童生徒を成長させるには、児童生徒自らが成長するのを支えるという視点を学校が持つようにということで、指導のあり方や考え方が示されています。

こういったことにより、児童生徒が自ら考え、考えを伝え合い、議論することによって、子供の権利、特に教育を受ける権利という部分について、主体的に学べる環境づくりを進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

教 育 長

はい。まとめて、各委員からのご意見に対する対応も含めて、ご報告させていただきました。

高 橋 委 員

御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思えます。

1つあるんですけども、この間東小学校で、体育館を見せていただきました。久しぶりに小学校の体育館に入ったんですが、あれだけの空間を冷房をするというのは非常に大変だなあと思いました。教室と比べ物にならないほど体積があるじゃないですか。もちろん、温暖化とかで暑くて体育ができないというのはあるんですが、それならば、授業のやり方で、季節で分けて、暑い体育館でやる競技を避けるとかですね。従来のプログラムありきでやっていくと支障が出てきてしまうと思うんです。昨日は、茨城県は警戒アラートで外で遊べなかったと思うんですよ。

だから、もう抜本的に、日課というかプログラムを、均等に割り振らなきゃいけないではなくて、体動かすのにいい時期にはそこを使おうとか、そうじゃないときには違うことをやろうとか、ちょっと集中力欠けるようなときには座学ではなくて、何か作業したりとか、気分転換ができるような、子供が集中できるような環境にした方がと。

設備にお金を取られるのは、ちょっと本末転倒なんじゃないかなと。今後、持続可能じゃなくなってしまわないかなと思います。お金も無い中で、子供も減っていく中

で、というのはすごく感じましたね。

本当に、省庁横断的にいろんな方と相談しながら、学校教育の本来の目的は何なのかっていうところからですね、考えていった方がいいんじゃないかなと。ともすると、ほとんど枝葉の方に行くんですよ。

あとは、かすみがうらマラソンなんですけど、せっかく環境とかノーマライゼーションとか、そういうことであれば、もっともっとそれを打ち出した方がいいと思います。今はそれはあまり感じられないです。もちろんプライドマラソンはみんな知ってるんですけど、かすみがうらマラソンが霞ヶ浦の環境とかから始まったんだっていうのは、私も正直、今知ったような感じなので、何か参加する方とかですね、あと市民に向けても、何かそういう啓発が必要んじゃないかなと思いました。何か工夫して、参加する人がですね、霞ヶ浦の環境について意識を持っていただけるような取り組みが必要だと思います。というのは、霞ヶ浦って、日本で2番目の湖なんですよ。でも2番って知られないですよ。富士山は知ってるけど、2番目に高い山知らないとか、やっぱ2番目って知られてないんですよ。こんな首都圏の中であって、こんな大きな湖なのに、それに市民にとって霞ヶ浦は、滋賀県における琵琶湖みたいなイメージじゃないじゃないですか。茨城県の中で、この流域をあるにもかかわらずですね。もうちょっと霞ヶ浦の環境に寄与できるようなマラソン大会を、もう一度、一から見直してはいかがかなと思いました。

あと、この運動場ですね、これも公認じゃなくなってしまったというのがあるんですけど、阿見のスポーツクラブみたいのがあるんですよ。あそこも別に公認の陸上競技場じゃない。でも、すごく使われてるじゃないですか。せっかくあるので、もうちょっと普通に使ってもらえるような工夫とか、これからは部活動地域移行で外部と一緒にやりましょうというのがあるじゃないですか。で陸上競技部は一つの学校でいろんな競技ができなかったりすると思うんですよ。そうすると、今後はそういうところがまとまってやろうっていうときにですね、もうちょっと使えるようにというのは、別な視点で必要かなと思います。あと一般の市民向けにもですね、もっともっと活用できていいのかなと思います。時々通るんです、本当がらんとしてて、どれだけ利用されてるのかなって思うところがあります。

費用対効果もありますけど、せっかくだから、やっぱある程度きちんと使えるような形にして、みんなが使うっていう方が有効活用になるんじゃないのかなと思います。

最後にランドセルのことなんですけど、資料を見たときに、一旦選んだ色を、周りの人から言われて変えた子どもがいるという記述があって、例えば男の子が赤を選んで、男の子なのに赤なのと言われて黒にした。もしくは、女の子なのに、黒選んで頼みたいのに女の子は赤でしょうと。赤と黒2つで選択できるようにしているっていうのは、私はすごくおかしいと思いますね考え方として。半強制的に無意識のうちに色を強制している。ジェンダーギャップじゃないですけど、また小さいうちから女の子は赤、男の子は黒。女の子は人形で遊びましょう、男の子は自動車とかで遊びましょう。

それは、将来的に女の子が理系に行く子が少ないとか、何で女の子なのに理系に行くのというふうになっていって、やっぱ日本の国力落としてるなと本当に思うんですよ。

なので、このあたりはもう一度よく考えていただきたいし、無意識のうちの差別や偏見とか、たくさんあると思うんですよ。

だから、普通に思ってるけど、でもそれって本来はどうなのかなって見ていただければかなと思います。

実は、高校のときに、その当時は女生徒は紺色の鞆を持つという時代だったんですよ。男子は黒い革の鞆を持って、私はその時に一人だけ黒い鞆だったんです。先生に、高橋何でお前、黒い鞆なんだと言われて、実は、私三つ下の弟がいて、3年間ではそんなに痛まないから、自分が使った後に、弟が使うために黒い鞆にしたんです、と言ったら先生が非常に納得したんですけども、本当に思い込みって結構いっぱいあるんですよ。だから、学校の中で、いろんな思い込みがたくさんあると思うんですよ。昔はこうだったっていうのを、もう1度、本当にこれでいいのかっていうふうに変えて、1から組み立てていっていただきたいかなと思います。

子どもの意見もありますが、何か押し付けになってないかなっていうのを思います。子どもたちだけで、どんな色がいいとか決めさせるのもありかなという気がします。

以上です。

そう一つ、この間小学校行ったときに思ったんですが、先生にとって、いい学校、いい生徒というのと、本来その子どもが持っている能力を發揮できるかどうかで違うと思うんですよ。どうしても、管理しやすいというところになってないかなというのを、とても感じました。

子供たちが、もっと元気にいて欲しいなと思うんですね。

黙動というのを生徒さんされてるじゃないですか。私は、ものすごい疑問を持ってます。5分間黙って掃除をする。別にお寺に修行にいつてるわけではないのに、どうして子供が黙って掃除しなきゃいけないんだろう。何で友達とこうしたらいいんじゃないかあーしたらいいんじゃないか、あるいは、昨日あったことかを喋ったりしてもいいんじゃないかなと思うんです。働かされる側の子どもを作ってるような感じなんです。指示されて、決まった仕事をするような人を作ってるんじゃないか。

もうこれでは、これからの時代には、やっていけないと思います。もっと自分で考えて、自分で動いて、新しいことをどんどんやっていくっていう、子供を作っていくなきゃ、育てて成長を見守っていくなきゃいけないと思うんですけど、どうも動きが逆行してないかと、とてもとても感じます。

以上、いろいろ言いましたけど、よろしくお願いします。

指導課長、どうぞ。

体育の授業で、体育館の使用について、この暑い時期での対応なんですけれども、学校ですでに体育の授業に関しては、年間の単元計画の再設定というのを、暑さ対策への柔軟な対応ということで、ここ数年で行ってきているところです。

例えば、水泳学習をこの暑い時期に集中して行うだけではなくて、体育館を使用している授業の場合には、体力を消耗しやすい、走るとか持久力を育てるような、そういった授業内容ではなく、今日も体育館での授業の様子を見てきたんですが、マット運動など、体力を消耗しにくい、そういった種目を授業として取り入れることをしています。

また、事業に際しても体育館使用の際は、大型のサーキュレーターをまわしながら、WBGTの測定をしながら、安心安全を確保しながら行っているという状況です。

以上です。

はい。では続いて、寺崎課長お願いします。

はい。

高橋委員、ご意見ありがとうございます。

かすみがうらマラソンのテーマとしている環境と福祉について、高橋委員がご存じなかったことは、私どものPR、発信が足りていなかったっていうことで、それについては反省しています。やはり大々的に皆さんに知られるように、発信していかなければならないと考えております。

実際の取り組みとしては、福祉を挙げますと、マラソンの1週間前から、駅の東口に繋がるコンコースのところで、盲導犬のパネル展を行ったり、大会当日、J:COMスタジアムの中で盲導犬の体験講座の催しもやっておりますけれども、その辺をもう少しPRしていく必要があるなと考えております。

また、霞ヶ浦は全国で2番目の面積の湖でございますけれども、やはりナンバーワンの琵琶湖と比べると、知名度も落ちる部分が、当然それは認めざるを得ません。今後、日本の3大湖、琵琶湖と霞ヶ浦とサロマ湖、それぞれマラソン大会を開催してますんで、何かそういうところと繋がりを持って、何かできないかなと考えているところでございます。

次に陸上競技場ですね、先ほど出たアミアスリートクラブですが、私もお世話になったことがございまして、確かに阿見町のグラウンドを拠点としてますけれども、やはり年中使えるわけではございませんので、土浦の競技場とか、龍ヶ崎とか、いろいろその辺を転々として利用させていただいた経緯がございます。現在も、サッカー部については、新治の多目的グラウンドがよく整備されてるので、サッカーの練習試合は、新治の

教 育 長
指 導 課

教 育 長
ス ポー ツ 振 興 課

方に流れてしまって、川口でやってるのはあまり見なくなったんですけども、少数ですがまだ残っています。

陸上競技の練習に関しても、部活ですね、土浦日大を中心に、県立高校なんかも、放課後や土日の部活の練習に使っていただいています。

ただ、記録会とか大会は、公認取ってないんで、大会自体を開催できないんですけども、練習についてはお使いいただいているので、より一層有効活用できるように、その辺は、スポーツ振興課としての働きかけを、今後も行っていきたいと考えております。以上です。

学 務 課
教 育 長
学 務 課

はい、教育長。

はい、塚本課長。

学務課でございます。

ランドセルについて、ご指摘の方を頂戴しました。赤黒の選択はおかしいんじゃないかということでございます。

これにつきましては、答弁の中にもございますように、色の見直しということで、他人の目を気にして選べないお子さんがいますと。これは年に2、3件ですけど、お子さんがこの色がいいということで申し込みをされた後に、保護者の方がやっぱりこの色というようなことは数件ございます。

このような事例がありますので、このような答弁をさせていただいてまして、また、さらに学務課としましては、GIGA端末の持ち帰り学習というのをやっておりまして、ランドセルの機能面での見直しもちょっと必要だということで、この2点は課題として捉えてございます。

そのようなところで、社会情勢を踏まえますと、ちょうど見直しの時期なのかなというのは十分認識はしてまして、現在、検討を進めているという状況でございます。高橋委員からもございましたように、子ども主体ということで、子どもに強制、押し付けにならないような方向性で検討を進めているので、よろしく申し上げます。

以上です。

高 橋 委 員
教 育 長
高 橋 委 員

一つだけ、いいですか。

はい、どうぞ。

ブラインドマラソンで、盲導犬の啓発活動をされてるっておっしゃったじゃないですか。全然、私知らなかったんですけど、そういう動きを、例えばメディアとかに発表してますか？取材とか受けてますか？

スポーツ振興課

はい。

例えば、主催者の一つである毎日新聞とか、スポーツニッポンさんには掲載いただいています。ただ、まだ足りないのかなというのはあります。

高 橋 委 員

結果的にこんなことやりましたよ、というのを市報等で市民に向けて、ぜひフィードバックしていただけたらと思います。

ブラインドマラソンしてるということは、障害者の方とか目が不自由な方とか、どんどん繋がっていくわけじゃないですか。盲導犬の育成事業とかであれば、もっともっとスポーツっていうところだけじゃなくて、市全体として、あと子どもたちに向けても、そういうことを通年やって、盲導犬の体験とか結構いい教育になるんじゃないかと思いました。

以上です。

教 育 長

はい。

指導課、よろしいですか。

指 導 課

はい。

最後の学校管理の行き過ぎを、今後気を付けていった方がいいんじゃないか。

高 橋 委 員

単に、そう感じたっていただけなので。

指 導 課

先ほど出しました生徒指導提要とかの改定によりまして、学校でも教えるから支えるという流れと、先生が子供たちの保護者でなくて、伴奏者となっていきたいと思いますという流れになっていきます。指導を心がけていきたいと思いますという流れになっていますので、そちらについては、再度学校訪問等で指導していきたいというふうに思っています。

また、黙動についてですが、黙動は自問自答しながら、自ら考え、自ら判断して行動するということを促したいということで、学校で取り入れておりました、ドーパミンとかアドレナリンとか、やる気ホルモンを引き出す効果、心の安定分野に関わるようなものが分泌されるというような効果もあるということで、取り入れてる学校があるということになっています。

以上です。

教育長

はい。

福島委員、どうぞ。

福島委員

黙動は、実は、もう何十年も前に始まった地域や学校があるんですけども、それ形式的なものとして引き継がれて、高橋委員から見ると、管理的だなんていうふうに感じられたんだなと思います。

黙動は、本当はものすごく積極的な行動なんです。いわゆる掃除当番表みたいなのはなくて、始まったときの目標というのは、管理されるそういう表もなければ、自分が気付いたところに行って、自分はどういう掃除をすれば綺麗になるかということ考えながら、今日はここまでやる、時間になったら明日はこれをやってみよう。

そんなふうにご子供を育てて、自分から見つかったりとか、自分に問いながら掃除をするっていう、ものすごく積極的な行動を促すための黙動だったような気がします。私が最初に教員になったころに読んだ本の中には、そんなふうに書かれていたような気がします。

だけど、それは黙って掃除をさせて、静かな環境で先生たちが管理しやすいようにというふうに捉えられてしまうのであれば、学校はもう1回見直す必要があるのかなと、岩田課長さんおっしゃったように、本来の目的が浸透してなかったのかなという感じがして、ちょっと残念です。

私は、決して黙動は管理的だとは、感じずにやってきたこともあります。

高橋委員

たぶんですよ、大人がやるのはいいと思うんですね。

例えば、低学年の子が黙って集中してやれるのかなって思ってしまった。今は、一人で黙々とやるっていうよりは、むしろ、他の人と共有して一緒に一つのことをやっていくとか、そういう能力、特性を伸ばして欲しいって思うんですね。

なので、見方が違ったり、そういうことをできればもちろんいいんですけども、あまり制約がない中で、いろいろやってというのも、私は子どものとき黙動ではない普通の清掃してましたけど、みんなでわあわあ言いながらやったのが、とても楽しかったイメージがあるので、そう思いました。

福島委員

どっちかということではなくて、私もそれもすごく良さがあると思います。協同的にみんなで使う場所を綺麗にしようというのも、とても大事な部分だと思うし、育つものはそれぞれなのかなっていうところに視点を当てて、ただ、ズレがないようにやっていけばいいのかなっていう気がしますよね。

以上です。

教育長

せっかくですから、石川委員どうぞ。

石川委員

今、福島先生のお話聞いて、その成り立ちを子どもたちも理解をしてなかったりするんじゃないかなと思います。子どもたちにちゃんと成り立ちを説明して、汚れてるところがあったらそこをやろうみたいな、主体的に動けるというのがとても大切だし、それを黙ってやらなくても、主体的にみんなで決めてそこをやってもいいのかなと思いました。だから、真意をちゃんと最初に伝えてあげることが、大切なのかなと思いました。

教育長

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

黙動というのを実際見てないんでちょっとわかんないんですけども、喋っちゃ駄目だぞとか、そういう強制的にやらされてるような感じだと良くないんじゃないかと思います。

福島委員がおっしゃったように、最初のやり始めのころの話を知ると、大変良いことだと思いますけれども、確かに、低学年のお子さんだと、自主的に自分で考えていろんな掃除の箇所を見つけたり、黙ってやるっていうのは、少し強制されたような感じになってしまうことがあるんじゃないかと思います。

教育長
石川委員

石川委員、どうぞ。

黙動で、これ僕の子もたちとか、保育園卒業した子どもたちから聞いたんですが、黙動って言ってる先生たちが喋ってるんだよねみたいな。僕のときは、小さいときはそれは先生だからしょうがないって理解したんですけど、今の子って、その矛盾を結構突いてくるんですよ。

例えば、寒くても半袖半ズボンでやれって言ってる先生は長袖長ズボンだって。そういうふうに見てる子たちがいるんですよ、実際に。そこでやっぱ信頼関係がちょっと崩れたりするのはもったいないと思うんですよ、一生懸命やってるのに。だったらそういうふうに見てる子たちもいるんだなっていうのを知ってほしいなと思います。

以上です。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、続きまして報告事項2番「土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱について」、文化振興課から説明をお願いします。

文化振興課

はい、文化振興課です。

資料の⑫をお願いいたします。

土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会は、美術品などの寄贈、企画、購入等について、教育長の諮問に応じて美術品の評価、選定に関する調査研究を行い、適正な美術品収集を図ることを目的として設置しております。教育長が委嘱をするものでございます。

同委員の任期が6月30日をもって満了となることから、同要綱6条の規定に基づき、表のとおり委嘱をするものでございます。

なお、委嘱期間は令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間となります。

氏名の頭に※印がついているお二人が新たな委員となる方です。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの説明について、意見や質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして次第の6番、その他に入ります。

その他の1番、「第25回「土浦薪能」の開催について」、文化振興課から説明をお願いします。

文化振興課

——第25回「土浦薪能」の開催について案内——

教育長

よろしいでしょうか。

その他の2番、「「夏休みファミリーミュージアム」の開催について」、上高津貝塚から説明をお願いします。

上高津貝塚

——「夏休みファミリーミュージアム」の開催について案内——

教育長

よろしいでしょうか。

続きまして、その他の3番、「第71回教育総会 教育講演会について」、指導課から説明をお願いします。

指導課

——第71回教育総会 教育講演会について案内——

教育長

よろしいでしょうか。

続きまして、その他の4番、「土浦市中学生サミットについて」、指導課から説明をお願いします。

指導課

——土浦市中学生サミットについて案内——

教育長

よろしいでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

これは、子ども模擬議会というのがあって、そのあとに中学生サミットを開催するということですか。

指導課

はい、そうです。

高橋委員

というのは、子ども模擬議会に出る子と中学生サミットに出る子は同じということですか。

指導課
高橋委員
教育長

はい、同じ子になります。
なるほど、わかりました。
そのほか、よろしいでしょうか。
続きまして、その他の5番、「令和6年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について」、指導課から説明をお願いします。

指導課
教育長

——令和6年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について案内——
よろしいでしょうか。
高橋委員。

高橋委員
指導課
高橋委員

これは公休になるんですか。閉庁というと、先生も出勤はされない。
勤務の状況としては、特別休暇とか年次休暇等で扱うような形にはしています。
先生方は、有給休暇はどのぐらい取得されてるんでしょうか。
先生の休暇の取得状況、細かくなっていいので教えてください。

教育長
指導課

岩田課長、わかる範囲でお願いします。
はい。
学校ごとに細かいデータは出してないんですけれども、規定では夏季特別休暇が6日間、年次休暇が20日間、繰り越しで最大40日までになってます。夏季特別休暇は全日消費している先生がほとんどだと承知しています。
年次休暇については個人差が出てまして、小さなお子さんを持つような世代の方々は、年休の取得、子供の看護も含めて年休を使う方が非常に多いんですけれども、男性職員の年休の取得率は、かなり低いかなと思います。
繰り越されて40日というふうになってる方がほとんどですので、多く取られてても10日から15日までぐらいかなと思います。
そういったところも、今働き方改革の一つとして、課題の部分ですので、できるだけ取ってもらえるようにお話をさせていただきたいと思います。

高橋委員

わかりました。決められた休日じゃないと何となく休めないというふうな雰囲気があるんじゃないかなと思って。もっと本当に個人的な理由で、どんどん休んでいただきたいと思います。お父さんの休暇もあるので。そういうのも取得してほしいと思う。
なかなか難しい問題だと思うんですけど、教員の働き方として、何か休めないんだよとかいうのもマイナスになってしまうので、ある程度その業務をやりくりして、あと学校に雰囲気も含めて、意識改革と実際に休ませられるようなシステムができればいいかなと思いました。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。
鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

以前、小学校の低学年のお子さんでウズラの卵で窒息の事件がありましたけど、土浦市の給食では、ウズラに関する対応はどうなってるかということと、窒息のお子さんが疑われたときに、教員の対応、応急処置、養護教諭は分かっているかもしれませんが、各担任の先生がそういう応急処置ができるかどうか、そういう対応はどうなってるのかお聞きしたい。

教育長
学務課

はい、塚本課長。
学務課です。
給食センターがないので、今はっきりしたことは申し上げられませんが、私が以前確認したときに、事故があってからウズラの卵の提供は止めていると一応確認してますが、次回定例会のときに改めてお話しさせていただきたいと思います。

鈴木委員

低学年のお子さんだとそういうリスクがあるので、高学年5年生6年生ぐらいには出しているような自治体もあると聞いているんですけど。窒息のお子さんへの対応はどうなんでしょう。

指導課

指導課です。
教員の方は心肺蘇生法の講習などを、2年に1回ぐらいで順番にやっています。その講習の中で、そういった異物が詰まったときの対応とかっていうのは、一応理論的には学んでいても実践が乏しいという部分もあるので、毎年必ずそういった安全面の確保についての事前の研修は、各学校でアナフィラキシーショックの対応とかについても併せて

鈴木委員
指導課
教育長

進めているところです。

そういう研修を、年に1回ぐらいは行ってください。

はい。わかりました。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは本日の案件は以上となります。次回の定例会の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課
教育長

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。

それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和6年6月の教育委員会定例会を閉会いたします。